新進気鋭の芸術家活動支援事業助成金交付要綱

（趣旨）

第１条　新進気鋭の芸術家活動支援事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、福岡県在住、出身又は福岡県に本拠を有する新進気鋭の芸術家や芸術団体による文化芸術活動を支援することを目的に、予算の範囲内において助成金を交付するものとし、その交付に関しては、本要綱に定めるところとする。

（助成対象事業等）

第２条　この助成事業の名称、事業内容及び助成額は別表のとおりとし、次の各号に掲げる事項をすべて満たすものとする。

（１）事業の目的及び実施効果が適切であり、確実に実施できることが見込まれる事業であること。

（２）著作物の使用に当たり、法令等を遵守した適正な処理を行う事業であること。

２　次の事業は、助成金の交付対象事業としない。

（１）専ら営利を目的とするもの

（２）政治的、宗教的な宣伝意図を持つもの

（３）他に福岡県からの助成を受けているもの

（助成対象事業者）

第３条　助成対象事業を行う者（以下「助成対象者」という。）は、次項に掲げる個人及び第３項に掲げる団体とする。

２　個人については、次の各号に掲げる要件を全て満たしていなければならない。

（１）福岡県在住、福岡県出身（出生から１８歳までの間に１年以上の居住歴又は通学歴がある）又は福岡県に活動の本拠を有していること。

（２）助成事業実施年度の４月１日時点で３９歳以下であること。

（３）申請する分野での公開活動の実績が１回以上あること。

（４）助成事業実施年度の翌年度に福岡県内で開催する成果報告展への出展又は参加が可能であること。

（５）助成対象事業終了後も、文化芸術活動を継続していく意思があること。

３　団体については、次の各号に掲げる要件をすべて満たしていなければならない。ただし、国又は地方公共団体が基本金その他これに準じるものを出資している法人は除くものとする。

（１）福岡県内に活動の本拠を有していること。

（２）主たる構成員に、芸術家、プロデューサー、制作者又はキュレーター等が在籍しており、かつ、当該者が助成事業実施年度の４月１日時点で３９歳以下であること。

（３）申請する分野での公開活動の実績が１回以上あること。

（４）助成事業実施年度の翌年度に福岡県内で開催する成果報告展への出展又は参加が可能であること。

（５）定款又は定款に類する規約、会則等を有すること。

（６）団体の意思を決定し、執行する組織が確立していること。
（７）経理及び監査に係る体制が明確であること。
（８）政治活動、宗教活動を目的としていないこと。
（９）申請する事業を主体となって実施し、同事業に要する経費を負担すること。
（10）助成対象事業終了後も、文化芸術活動を継続していく意思があること。
４　次に掲げる個人又は団体は、この要綱に基づく助成金の対象としない。
（１）暴力団（福岡県暴力団排除条例第２条第１号）
（２）暴力団員等（福岡県暴力団排除条例第２条第２号及び第３号）
（３）団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

（助成対象事業の公募）
第４条　助成対象事業は公募することとし、詳細は募集要領にて定めるものとする。

（助成対象事業期間）
第５条　助成の対象とする事業期間は、募集要領にて定めるものとする。

（助成対象経費）
第６条　助成対象となる経費は、募集要領にて定めるものとする。
２　前項に規定する経費について、他の団体からの補助金、協賛金等が使途指定され、重複する場合は相当額を控除する。

（助成金の交付申請）
第７条　助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付申請書（様式第１号）に関係書類を添えて、新進気鋭の芸術家活動支援事業実行委員会会長（以下「会長」という。）に申請しなければならない。

（助成金の交付決定）
第８条　会長は、前条の規定に基づく申請書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定を行い、交付決定通知書（様式第２号）により申請者に対して通知するものとする。
２　会長は、前項の規定に基づく決定を行うときは、申請者に対して、次に掲げる条件を付すものとする。
（１）助成対象事業の実施に関する一切の責任を申請者が負うこと。
（２）助成金を助成対象事業以外の目的に使用しないこと。
３　会長は、前項のほか、第１項の規定に基づく決定を行うときにおいて、交付の目的を達成するために必要な条件を付すことができる。

（交付方法）
第９条　助成金は、原則、精算払とする。

２　前項の規定にかかわらず、助成対象者が概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第３号）を会長に提出しなければならない。
３　会長は、前項の規定に基づく請求書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、助成金を概算払するものとする。
４　概算払は助成対象事業につき１回に限り、交付決定額の２分の１を上限とする。

（公表義務）
第１０条　助成対象者は、助成対象事業を実施するに当たっては、当該事業が福岡県及び実行委員会による助成の対象事業である旨を公表し、また、適当な方法により表示しなければならない。

（事業内容変更等の承認）
第１１条　助成対象者は、交付申請書の記載事項について変更しようとするときは、あらかじめ事業変更承認申請書（様式第４号）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、報告をもって代えることができる。
（１）助成対象事業に要する経費の総額又は経費の配分の変更を行う場合において、総額及び各節間で増減する額が変更前の額の３０％未満のとき。
（２）事業計画の内容の軽微な変更をするとき。
２　会長は、前項の承認をするときは、必要に応じ、交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。
３　会長は、助成対象者があらかじめ会長の承認を得ることなく事業内容を変更し、実施したときは、助成金の交付決定を取消すことができる。

（事業の中止又は廃止）
第１２条　助成対象者は、助成対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ事業中止（廃止）承認申請書（様式第５号）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

（事業遅滞の届出）
第１３条　助成対象者は、助成対象事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は助成対象事業の遂行が困難となったときは、速やかに事業遅滞（遂行困難）報告書（様式第６号）により会長に報告し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）
第１４条　助成対象者は、助成対象事業の遂行又は支出状況について会長の要求があったときは、速やかに遂行状況報告書（様式第７号）により会長に報告しなければならない。

（実績報告）
第１５条　助成対象者は、助成対象事業が完了したときは、実績報告書（様式第８号）に

関係書類を添えて、助成対象事業の完了の日から３０日を経過した日又は助成金の交付の決定があった年度の３月３１日のいずれか早い期日までに会長に提出しなければならない。

（助成金の額の確定）
第１６条　会長は、前条の規定に基づく実績報告書の提出を受けたときは、これを審査し、その内容が適当であると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、交付額確定通知書（様式第９号）により助成対象者に通知するものとする。

（是正のための措置）
第１７条　会長は、前条の規定に基づく審査の結果、助成対象事業が第８条に規定する交付決定の内容及び同条第２項及び第３項の規定により付した条件に適合していないと認めるときは、助成対象者に対し、これを適合させるための措置をとることを命ずるものとする。

（助成金の交付請求）
第１８条　助成対象者は、第１６条に規定する交付額確定通知書を受けた後、交付請求書（様式第１０号）により、助成金の交付を請求するものとする。

（交付決定の取消し）
第１９条　会長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときには、第８条に規定する交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
（１）不正の手段によって助成金の交付決定を受けたとき。
（２）虚偽の報告を行ったとき。
（３）助成金を他の用途に使用したとき。
（４）交付の決定後生じた事情の変更等により、助成対象事業を中止又は廃止するとき
（５）助成対象事業を遂行する見込みが消失したと認められるとき。
（６）その他この助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこの要綱に違反したとき。
（７）助成対象者の構成員が第３条第４項に規定する暴力団員等に該当すると認められたとき。
２　前項の規定は、第１６条の規定に基づく額の確定後においても適用する。
３　会長は、第１項の規定に基づき交付決定を取り消したときは、交付決定取消通知書（様式第１１号）により助成対象者に通知するものとする。

（助成金の返還）
第２０条　会長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、既に助成金を支払っているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。
２　会長は、第１６条の規定に基づき額を確定した場合において、第９条第２項により、既にその額を超える助成金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命ずるも

のとする。
３　助成対象者は、前２項の規定に基づく返還を命ぜられたときは、当該返還額を期限までに納付しなければならない。

（関係書類の整備及び保管）
第２１条　助成対象者は、助成対象事業に係る収入及び支出の帳簿並びに証拠書類を整備し、助成対象事業が終了した日の属する年度の翌年度から起算して５年を経過するまで保管しなければならない。

（その他）
第２２条　この要綱に定めのないものについては、福岡県補助金等交付規則（昭和３３年福岡県規則第５号）に準じるほか、必要な事項については会長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和７年７月１６日から施行する。

別表　事業名、事業内容及び助成額

1　若手芸術家の国際的活動支援（海外チャレンジ助成） （1）事業内容 　助成の対象となる個人又は団体自らが実施する国際的な芸術活動であって、次のア又はイのいずれかの事業 ア　国際的な芸術創造活動（海外で実施） 海外公演・展示等 イ　国際的な芸術研修やコンクール等への参加活動 　海外の芸術団体や学校等において実施される研修・講座・レッスン及び海外の著名なコンクール、コンテスト等 （2）助成額 　助成対象経費の２分の１の額又は事業費（助成対象経費＋助成対象外経費）から入場料等の収入及び他団体からの補助金、助成金又は協賛金等の収入を除いた額のいずれか小さい額の範囲内とし、かつ、５０万円を限度とする。
2　若手芸術家の創作活動・発信支援（国内ステップアップ助成） （1）事業内容 　助成の対象となる個人又は団体自らが実施する芸術創造・発信事業であって、認知度向上が見込まれる著名な会場・イベントにおいて実施する次のア又はイのいずれかの事業 ア　自らが主催し、一般に公開・発表する芸術創造・発信活動 美術作品の展覧会、音楽コンサート、舞台公演等 イ　著名な芸術創造・発信イベントへの参加活動 アートプロジェクト、アートフェア、コンクール、コンテスト等 （2）助成額 　助成対象経費の２分の１の額又は事業費（助成対象経費＋助成対象外経費）から入場料等の収入及び他団体からの補助金、助成金又は協賛金等の収入を除いた額のいずれか小さい額の範囲内とし、かつ、３０万円を限度とする。